

「消費者委員会 食品表示部会 第7回加工食品の表示に関する調査会 資料」

に関するコメントペーパー

1. 食品表示基準における製造所固有記号制度について…資料1

全体的なコメント

□今回の資料は第5回の調査会資料と同一のものが提出されている。第5回においては各委員から「なぜ今改善が必要なのかこれまでの製造所固有記号制度がはじまってからの経緯など基礎的な資料が必要ではないか」「何が問題であってどう解決する必要があるのか」など様々な意見が出されたはず。まずは前回の意見が整理され、説明される必要がある。

□今回の食品表示基準における製造所固有記号制度の見直しの直接的なきっかけは、意図的な化学物質の混入によって汚染された食品の流通段階や家庭からの回収が、NB商品と比較して、製造所固有記号が表示されているPB商品が遅れたことと考えられているが、製造所固有記号と危害拡大を防ぐための商品リコールとは直接関係するものではない。

現在の日本の法体系において、意図的な化学物質の混入に関しては、米国のような、商品リコールを食品事業者が行うためのガイダンスや関係する行政機関が行うべき手続き等を定めた法律体系が存在しないことが問題である。

「製造所固有記号」と「危害拡大を防ぐための商品リコール」とは直接関係するものではない。食品リコール問題を、製造所固有記号を表示したPB商品の存在ということに矮小化すべきではない。

□今回の見直しは、NB商品とは異なるコンセプトで、消費者に受け入れられてきたPB商品および事業者には大きな影響を及ぼし、食品製造者でOEM（original equipment manufacturer 他社ブランドの製品を製造）や、お土産を取り扱っている食品製造者は、包材の変更を迫られるどころか経営方針も転換するといったことになるかもしれない、特に中小零細においてはきわめて厳しい経営状況に追い込まれることが考えられる。

□これらのことから、製造所固有記号制度に関しては現在の使用実態がどうなっているのか、変更することによりどのような影響があるのか、また、1960年食品衛生法改正より、これまでどのような議論が行われてきたのか。消費者が表示全体としてどのくらい要望しているのかなど、整理したうえで議論すべきと考える。

□消費者庁提案理由（食品事故対応および消費者が知りたい）に関しては、製造所固有記号制度の改正により解消されるものではない（消費者が知りたいというのはそもそも極少数と考えられるが、知ることに関しては、事業者が自主的に実施しているお問合せの対応や今回の消費者庁提案にある製造所固有記号のデータベースを公開することで可能なのではないかと。消費者の知りたいことは様々であり、表示することにより全て解決されるものではない。

個別のコメント

(7ページ) 食品表示基準における製造所固有記号制度について①

1 製造所の所在地等の表示を義務付けている理由

・食品衛生法において…製造所の所在地及び製造者の氏名等の表示を義務付けているのは、…衛生上の危害が生じた場合に、…食品等の製造者の所在地及びを把握し、当該危害の拡大防止を図るためのものである。」

□この記述は、部分的に正しいものの、食品事故発生への対応には、食品リコール制度を含め、様々な社会的インフラを構築することが求められている（例えば、2013年8月の消費者委員会 消費者安全専門調査会 食品リコールの現状に関する整理）。

(8 ページ) 食品表示基準における製造所固有記号制度について②

2 固有記号表記が認められている理由

□固有記号が表示されている食品の現状についての分析がない（消費者庁があげる製造所固有記号の当初のメリットとは現在、異なるメリットがあるのかもしれない）。前回にもコメントしたが、これまでの（1960年食品衛生法改正以降）のレビューをしなくてはならない。

□どのような食品に、固有記号を表示されているのかを調査した場合、いわゆるプライベート・ブランド食品（PB食品）が多いことが認識されるであろう。PB食品は、製造者が主導で製造販売するナショナルブランド食品（NB食品）と異なるコンセプト（取引条件、販売戦略、品質、価格、原材料、配合、量目、商品説明等）をもって、販売者が主導して出来上がった食品であり、当然品質コントロールを含め、販売者が全面的な責任を負って、市場に浸透しており、消費者の広い支持を受け、着実な進捗を示している。

(8 ページ) 食品表示基準における製造所固有記号制度について②

3 諸外国の製造所の所在地等の表示

□諸外国においては、（日本の制度とは異なり）製造業者、包装業者又は卸売業者の名称及び事業所の所在地の表示が義務付けられているが、例えば、包装業者の名称及び事業者の所在地が表示されていれば、製造所の名称及び事業者の所在地の表示は義務付けられていない。

(9 ページ) : 製造所固有記号制度の見直しの方向性（案）

原則として、製造所の所在地及び製造者の氏名等を表示することとし、例外的に製造所固有記号による表示を可能とすることで、制度本来の趣旨に即した見直しを行う。

【見直しの基本的な考え方】

・包材の共通化という事業者のメリットを維持する観点から、原則、2以上の製造者において同一商品を製造・販売する場合のみ、固有記号の利用を認める。

□メリットの根拠が薄弱であり、前述のように、PB商品において、製造所固有記号の表示が多いが、その理由についての分析も行われていない。

□PB商品に、製造所固有記号の表示が多く利用されてきたことは、製造者、販売者の双方における、長年に亘る様々な事情によることが多く、これは特に現行の法令に違反してきたわけではないことは留意しなくてはならない。

□PB商品には、「2以上の製造者において同一商品を製造・販売する場合」という条件を満たすものは少ないであろう。従って、この原則を適用すると、成長を続けているPB商品は影響を受けこととなる。一方、食品製造者でOEM（original equipment manufacturer 他社ブランドの製品を製造）やお土産を取り扱いする食品製造者は、包材の変更を迫られるどころか経営方針も転換するといったことになるかもしれない、特に中小零細においてはきわめて厳しい経営状況に追い込まれることが考えられる。

□今回の見直しの直接的なきっかけは、意図的な化学物質の混入によって汚染された食品の流通段階や家庭からの回収が、NB商品と比較してPB商品に関しては遅れたことと考えられるが、「製造所固有記号」と「危害拡大を防ぐための商品リコール」とは直接関係するものではない。

例えば、米国ではCode of Federal Regulation Title 21 の Subpart C のリコール方針、手続きおよび産業界の責任に関するガイダンスにおいて、リコールに関してFDA が取るべき措置や事業者のイニシアティブによるリコール等が詳しく規定されている。また Regulatory Procedures Manual - October 2013 の Chapter 7 Recall Procedures において、FDA などの行政がリコールを開始、レビューなどを行うための方針、定義、責任および手続きを定めている。更に、FDA は 2003 年に、商品リコールに関する産業界向けのガイダンス ; Guidance for Industry: Product Recalls, Including Removals and Correction を発表している。FDA はこの中で、食品事業者がリコールを行う場合、FDA に提出すべき製品情報等を詳しく説明している。提供すべき情報には、製品名等と並んで、すべての PB 商品のラベルを含む製品ラベルが含まれている。

また、例えば、2013 年 8 月の消費者委員会 消費者安全専門調査会 食品リコールの現状に関する整理は、「リコールへの自主的な取り組みのためのガイドラインや国内・国際規格の策定、法令運用の改善などのリコールの効果を上げるための方法の検討、さらに、事業者、行政のそれぞれの責務を定めた包括的な法整備に係わる課題についても、引き続き検討することを要望する。」と述べているように、食品事業者がリコールに自主的に取り組むためのガイドラインおよび関係する行政の対応の方針や手順を定めた、米国のような全体的な食品リコール問題に対応するためのシステムがわが国では整備されていないことが認識されるべきである。

食品リコール問題を、製造所固有記号を表示した PB 商品の存在ということに矮小化すべきではない。

(10 ページ) 製造所固有記号制度の見直し (案) ①

1 製造所固有記号の利用について

見直し (案)

- ・「原則として、2 以上の工場で製造する商品のみ製造所固有記号を利用することができるものとする。」

□新たな規定 (見直し案) について、今回の見直しの契機になった危害を生じさせた食品事故の拡大防止のための、自主的な、または法律に基づく迅速な商品リコールの実施の観点からはどのように評価されるのか検討すべきであろう (有効であるのか)。

(11 ページ) 製造所固有記号制度の見直し (案) ②

2 問合せに対する応答義務

見直し (案)

・応答義務

製造所固有記号を利用する場合は、消費者からの問合せに**応答する義務を課すものとする。**

□上記記述は、応答しなかった場合には、罰則が伴うという意味か。

食品事業者は、一般に、製造所固有記号だけではなく、表示事項や食品の内容などのすべての消費者からの問合せに対応している。これは食品事業者の義務・責務であるからである。

様々な消費者からの問合せの中で、製造所固有記号に関してのみ、対応・応答しなかった場合に、罰則を科するのは異様である。ガイドラインで済む事項であろう。

(12 ページ) 製造所固有記号制度の見直し (案) ③

3 現行データベースの欠陥の是正

□現行データベースの欠陥を是正し、新データベースへの移行を図ることは歓迎する。

しかし、果たして新データベースが、危害を生じさせた食品事故の拡大防止のための迅速な、自主的あるいは法的な商品リコールの実施の観点から、寄与し得るものかを、まず評価すべきであろう。

2. 食品表示基準におけるアレルゲンを含む食品の表示について…資料2

全体的なコメント

- 「食品表示基準におけるアレルゲンを含む食品の表示について」に関しては、アレルギー患者やアレルギー患者の家族の意見を更に勘案して（例えば、現在実質的に自主的に行われている様々な方法を更に調査し、適切なもの、好ましいものなどを選択し）、決定することも考えられると思う。
- 今回の提案はきわめて限定的なことしか勘案していない。

3. 加工食品における複合原材料の表示方法について…資料3

全体的なコメント

- 「複合原材料」の表示方法については「食品の表示に関する共同会議」において加工食品の表示方法の見直しについて検討が行われ、平成16年12月に「わかりやすい表示方法について」（食品の表示に関する共同会議報告書）がとりまとめられた。

その後、この報告書における提案に基づき、加工食品品質表示基準の改正を含めて、加工食品の表示方法の見直しが行なわれている。ここでは、現在の表示の考え方などの経緯が示されており、まずはこれまでの議論の経過を共有化した上で議論を進めるべきである。

- 提案の意図を明確に説明していただきたい。一見すると、一つの事項に対して2つのルールが存在するという状態が発生し、それにより（判断があいまいなため）、表示取締り行政機関の間で齟齬が生じるであろうと考えられる。

現行の加工食品品質表示基準においては、複合原材料を用いている食品においては、複合原材料の名称を、当該複合原材料の原材料と共に表示しなければならないが、このルールを変更して、特定の複合原材料の名称を用いることを禁止し、構成する原材料のみをそれぞれ個々に分割して表示しなければならない場合の規定を定めることなのか。

それとも、現行の加工食品品質表示基準においては、複合原材料を用いている食品においては、複合原材料の名称を、当該複合原材料の原材料と共に表示しなければならないが、この現行のルールを維持しつつ、特定の複合原材料の場合には、当該複合原材料の名称を用いずに、構成する原材料のみをそれぞれ個々に分割して表示してもよいというルールを新たに策定しようとしているのか。

- そうならないため、関連するコーデックス規格を参照しながら（コーデックス規格では「複合原材料の最終製品に占める割合が5%未満となる場合、複合原材料の原材料の記載を省略できる」とする、『複合原材料の名称の範囲』が定められている）議論を進めるべきである。

- 今後、食品製造者は食品産業の進展により開発されるであろう（現行の個別の品質表示基準に存在しない）あたらしい形態の複合原材料（製剤を含む）を食品原材料として利用した食品を消費者に提供することも考えられることから、過去の議論や海外の状況などを踏まえ、十分な議論をしなくてはならない。

¹ 「食品の表示に関する共同会議」（厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会及び農林水産省農林物資規格調査会表示小委員会）http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/kyodo_kaigi.html

個別のコメント

(2 ページ) 加工食品における複合原材料の表示方法について

②複合原材料の最終製品に占める割合が5%未満となる場合、複合原材料の原材料の記載を省略できる。
ミックスサンドに使用したマヨネーズが5%未満の場合、複合原材料の記載を省略し、「マヨネーズ」とのみ表示することができる。 : に関するコメント

□日本における、現行の加工食品品質表示基準においては、「複合原材料の最終製品に占める割合が 5%未満となる場合、複合原材料の原材料の記載を省略できる」としている。

一方、コーデックス規格 (Labelling of Prepackaged Foods (CODEX STAN 1-1985) 4.2.1.3) においては、複合原材料 (ある名称がコーデックス規格において、あるいは各国の法律において確立されている) に関しては、複合原材料の最終製品に占める割合が 5%未満となる場合、複合原材料の原材料の記載を省略できるとなっている。

それゆえ、コーデックス規格では、マヨネーズ (日本の個別の品質表示基準において定められている) の場合には、複合原材料の原材料の記載を省略できるものの、5 ページの例に挙げられている加糖卵黄 (日本の個別の品質表示基準において定められていない) の場合には、複合原材料の最終製品に占める割合が 5%未満となる場合、複合原材料の原材料の記載を省略できないことになる。

(3 ページ) 複合原材料の名称を記載せずに、構成する原材料のみをそれぞれ個々に分けて表示することの問題点

2 なお、コーデックスでは、中間原材料にあつては、複合原材料として表示することができるという規定になっており、必ずしも複合原材料の表示を必須としていない。 : に関して

□ 引用されている翻訳は、(厳密には) 原文を正しく反映していない。

例えば、「二種類以上の原材料から成る製品であつて、原材料として用いられるものを複合原材料という。」という表現は、定義に言及する表現であり、定義のセクションに含められることになる。

Labelling of Prepackaged Foods (CODEX STAN 1-1985)

4.2.1.3 Where an ingredient is itself the product of two or more ingredients, such a compound ingredient may be declared, as such, in the list of ingredients, provided that it is immediately accompanied by a list, in brackets, of its ingredients in descending order of proportion (m/m). Where a compound ingredient (for which a name has been established in a Codex standard or in national legislation) constitutes less than 5% of the food, the ingredients, other than food additives which serve a technological function in the finished product, need not to be declared.

(仮訳)

4.2.1.3 ある原材料が、それ自体2つ以上の原材料の製品である場合、このような複合原材料は、このようなものとして、原材料リスト中に表示されて差支えないが、この場合その複合原材料に、比率 (m/m) が少なくなる順でのその原材料の、括弧に入れられたリストを、すぐに接して付随させることを条件とする。ある複合原材料 (ある名称がコーデックス規格において、あるいは各国の法律において確立されている) が、当該食品の 5%未満しか構成していない場合には、最終製品においてある技術的機能に寄与している食品添加物以外の、その複合原材料の原材料は、表示される必要はない。

□「コーデックスでは、必ずしも複合原材料の表示を必須としていない」というよりはむしろ、コーデックスは、CODEX STAN 1-1985 のセクション 4.2.1.2 において、“すべての原材料は、当該食品の製造時において、入ってくる量 (m/m) が少なくなる順に記載されねばならない。”と規定しているものの、食品の製造においては、単独の原材料を用いるだけではなく、2 つ以上の原材料から成る製品を原材料として用いるケースもあるであろう、そしてこのような場合には、この複合原材料を表示した方が、消費者に理解しやすいことなどを考慮に入れて、「このような複合原材料を、『このようなもの』として表示することを可としている」のであろう。

(3 ページ) 複合原材料の名称を記載せずに、構成する原材料のみをそれぞれ個々に分けて表示することの問題点

5 基準どおり、すべての複合原材料について一律に表示をすることが、消費者にとって分かりやすい情報提供となっているのが課題となっている。 : に関して

□現在の基準に基づく複合原材料の表示について、どのような問題が存在するのかを明確にすべきであろう。

例えば、「マヨネーズ」という複合原材料の名称を用いずに、個々にばらしてすべての原材料を、複合原材料の名称を表示せずに、表示した場合、「食用植物油、全卵、醸造酢」がほかの原材料の中に埋もれてしまいマヨネーズが用いられたのかもわからなくなる。食品事業者にとっては、ばらばらにしてしまうと、せっかくマヨネーズを用いたのに、マヨネーズを用いたことが消費者に伝わらないことになる。

(4 ページ) 論点 複合原材料を分割して表示することができるとした場合の条件 (案)

「新基準の考え方」

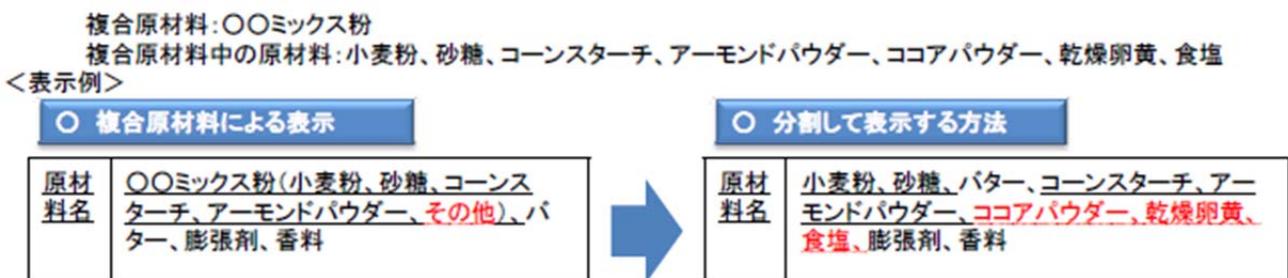
- 食品の原材料は、最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料を、一般的名称で表示することを原則とする。
- その上で、…消費者がその内容を理解できる名称となっておらず、複数の原材料を単に混合しただけなど…消費者に対して中間加工原料に関する情報を提供するメリットが少ないと考えられる場合に限定して、複合原材料を構成する原材料を個々に分割して表示することを可とする。
- ただし、…下記の条件、及び条件2の両方を満たす場合であって、…合理的な理由がある場合に、分割して表示することを可とする。 : に関して

□複合原材料に関しては、条件を満たしていれば、現行の基準と異なる別の方法で表示してもよいということに言及しただけであると理解してよいのか。

提案されている表示の方法を、食品事業者に、義務付けるのか、推奨するだけなのか、それとも参考として提示するだけなのかを明確ではないのか。

(5 ページ) 論点 複合原材料を分割して表示することができるとした場合の条件 (案)

例① ○○ミックス粉とバターを使用して製造された製品



□(左-原材料名) 複合原材料に乾燥卵黄が含まれている以上、原材料リストに「原料の一部に卵が含まれている」旨の表示が必須。

(分割して表示することによるメリット)

「○○ミックス粉」という名称では、消費者がその中身を容易に把握できる名称となっておらず、構成する原材料の種類が多い場合には、分割して表示したほうがわかりやすい場合がある。…」と述べられており、ここで表に出てくるのはココアパウダー、乾燥卵黄と食塩であり、確かに情報量としては多いのか(アレルギー情報により卵、栄養成分表示において、食塩相当量の表示が行われるので、食塩の使用は分離せずとも想定可能)。

しかし、○○ミックス粉(小麦粉、砂糖、コーンスターチ、アーモンドパウダー、その他)という表示は、原材料とし

て販売されている〇〇ミックス粉を当該食品事業者が用いて製造が行われたことが、容易に理解できるというメリットもある。

(5 ページ) 論点 複合原材料を分割して表示することができるとした場合の条件 (案)

例② 砂糖と卵黄を混合した加糖卵黄を使用して製造された製品



□ (分割して表示することによるメリット)

「…重量の順番も正確に表示される。」と述べられているが、デメリットとして当該製品の製造に関する情報が失われることになる。

以上

参考) 「複合原材料」に係る過去の議論

1. 複合原材料にかかわる議論 (食品の表示に関する共同会議より抜粋)

□複合原材料 (制度(当時)の問題点)

(第 19 回「食品の表示に関する共同会議」(平成 16 年 9 月 29 日) より)

(現状) 使用した全ての原材料を表示することにより、必要以上に表示が複雑化しており、「表示のわかりにくさ」の原因となっている。

- (1) 原材料名は「一般的な名称」で記載することとされているが、複合原材料の名称及び個々の原材料の名称が一般には理解しづらい名称の場合、記載方法が難しい。
- (2) 複合原材料の個々の原材料の記載が省略できるか否かが不明確。
- (3) 複合原材料の個々の原材料を記載する際、一般には「その他」表示が認められていないため、表示が困難。

□複合原材料の記載方法の考え方 (今後(当時)の方向)

- 複合原材料の規定は、使用した原材料についての情報を十分に提供し、かつ、表示が必要以上にわかりにくくならないとの観点から活用されるべき。
- このため、一般に理解される用語で記載することを基本とし、この観点から複合原材料の省略規定を適切に活用すべきではないか。

例えば、あんパンではパンを作る、あんこを練るという工程が考えられるが、最近は効率化が進み、パン生地については既にどこかでこねたものを冷凍輸入するとか、あんは加糖あんを使用するということが有り得る。現在の原材料表示ではどの段階の原材料を使用したのかということは読みとれない。直前の原材料を表示するようにすればこのような情報も読みとれるようになる。これから先、ますます効率化が進み、一次原料を使用した製品が増えると思われる。そのこともらんで原材料表示を検討したい (事務局提案)。

2. 「わかりやすい表示方法について」報告書（平成16年12月14日）より抜粋

□ 原材料表示の運用改善

【原材料の記載にあたっての問題点】

加工食品の原材料や製法は多種多様であり、中間原料や多様な形態の原材料が使用される。かつては、加工食品は生鮮原料から一貫して製造される場合も多くあったが、製造工程の多様化、分業化等が進み、中間加工原料を使用して製造することが一般的になってきている。また、原料の下処理等手間暇のかかる工程を海外に委ね、国内では輸入した中間加工原料を組み立てたり、調味するだけの食品も増えており、消費者からはこうした中間加工原料に関する情報についても提供してほしいとの声がある。

□ 記載上の問題点

加工食品の原材料表示にあたっては、①使用した全ての原材料を記載、②原材料に占める重量割合の多い順に記載、という2つの基本ルールがある。食品事業者は、これを遵守するために、原材料表示を行うに先立って、原料調達先から当該原材料のレシピを入手し、中間加工原料については更に遡った当初の原材料まで分解して、添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え原料等の使用の有無を確認した上で個々の原材料の記載方法と記載順を決定している。この際、記載方法と記載順に関して、以下のような問題が生じている。

①記載方法

- ア. 一般的名称で表示することとされているが、中間加工原料を使用した場合等の一般的名称をどうするか
- イ. 同じ原材料を複数の中間加工原料に使用した場合、それぞれ別々に記載するか、合算して記載するか
- ウ. 複合原材料（2種類以上の原材料からなる原材料）の原材料の記載方法をどうするか 等

②記載順

- ア. 乾燥原料、エキスを抽出する原料、揚げ油、水を加えた場合など、重量順の判断に困る場合がある、
- イ. 複数の同種原材料をまとめて記載する際に、重量順が不明確になる 等

□ 原材料表示の運用改善の検討

【中間加工原料の記載方法の原則】

- ・加工食品の原材料は、最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料を、一般的名称（原材料名：A）で記載することを基本とする。
- ・また、当該原材料が複合原材料であって一般に理解しにくい名称の場合、複合原材料の個々の原材料を括弧書きで記載。この際、個々の原材料のうち複合原材料に占める重量順が3位かつ重量割合が5%以下の場合には「その他」と記載可能（原材料名：A（a、b、その他））。
- ・当該原材料が、製品を構成する主要な原材料以外の原材料であって、製品中の複数の複合原材料を構成する原材料となっている等、複合原材料を個々の原材料にばらして合算して記載した方が合理的と判断される場合に限り、個々の原材料にばらして表示することも可能（原材料名：a、b、・・・）。ただし、この場合問われた時に使用した複合原材料を回答できる必要がある。

4. 平成18年8月の加工食品品質表示基準改正（複合原材料に関する部分についての記述）

（加工食品品質表示基準改正（わかりやすい表示方法等）に関するQ&Aより抜粋）

□多様な加工食品が製造されるようになり、表示を実施する事業者も多様化する中で、定められた様式（以下、別記様式）による表示方法のみでは、消費者への情報提供の観点から必ずしも十分ではない、表示に当たっての考え方を明確化すべき事項があるなどの課題が顕在化してきた。

□このような状況を踏まえ、加工食品の表示方法の見直しについて検討が行われ、平成16年12月に「わかりやすい表示方法について」（食品の表示に関する共同会議報告書）がとりまとめられ、この報告書における提案に基づき、加工食品品質表示基準の改正を含めて、加工食品の表示方法の見直しが行われた。

□複合原材料については、

- ・製品の原材料全体に占める重量の割合が5%未満のとき、又は、
- ・名称からその原材料が明らかなきには、複合原材料の原材料の記載を省略できるとされている。

しかしながら、上記以外の場合においては、複合原材料の名称の次に括弧を付して、食品添加物を除く使用した全ての原材料を括弧内に記載することが必要(注:食品添加物については、別途まとめて記載することが必要。)であったため、表示が煩雑化し、間違いも起こりやすくなるなど、複合原材料の原材料の表示は非常に困難な面があった。

こうした点を踏まえ、平成18年8月の加工食品品質表示基準改正では、上記に示した省略方法に加え、複合原材料の原材料のうち、複合原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該複合原材料に占める重量割合が5%未満の原材料については「その他」とまとめて記載することを可能とするなどの改正が行なわれた。

「製造所固有記号制度について」の意見

第7回消費者委員会食品表示部会加工食品の表示に関する調査会資料に関する、個々の意見はコメントペーパーといったかたちで提出をさせていただいていますが、製造所固有記号制度に関する提案に関しては社会的な影響も大きく、非常に重要な提案と考えることから、個別に意見をまとめものを提出いたします。

- 1) 今回の資料は第5回の調査会資料と同一のものが提出されている。第5回においては各委員から「なぜ今改善が必要なのかこれまでの製造所固有記号制度がはじまってからの経緯など基礎的な資料が必要ではないか」「何が問題であってどう解決する必要があるのか」など様々な意見が出されたはず。まずは前回の意見が整理され、説明される必要がある。
- 2) 今回の食品表示基準における製造所固有記号制度の見直しの直接的なきっかけは、意図的な化学物質の混入によって汚染された食品の流通段階や家庭からの回収が、NB商品と比較して、製造所固有記号が表示されているPB商品が遅れたことと考えられているが、製造所固有記号と危害拡大を防ぐための商品リコールとは直接関係するものではない。
- 3) 今回の見直しは、NB商品とは異なるコンセプトで、消費者に受け入れられてきたPB商品および事業者には大きな影響を及ぼし、食品製造者でOEM（original equipment manufacturer 他社ブランドの製品を製造）や、お土産を取り扱いする食品製造者は、包材の変更を迫られるどころか経営方針も転換するといったことになるかもしれない。特に中小零細においてはきわめて厳しい経営状況に追い込まれることが考えられる。
- 4) 以上のことから、製造所固有記号制度に関しては現在の使用実態がどうなっているのか、変更することにより、どのような影響があるのか、また、1960年食品衛生法改正より、これまでどのような議論が行なわれてきたのか。消費者が表示全体としてどのくらい要望しているのかなど、整理したうえで議論すべきと考える。
- 5) 消費者庁提案理由（食品事故対応および消費者が知りたい）に関しては、製造所固有記号制度の改正により解消されるものではない。消費者が知りたいというのはそもそも極少数と考えられるが、知ることに関しては、事業者が自主的に実施しているお問合せの対応や今回の消費者庁提案にある製造所固有記号のデータベースを公開することで可能なのではないかと。消費者の知りたいことは様々であり、表示することにより全て解決されるものではない。

以下、それぞれのコメントに関して補足を記述いたします。

1) 今回の資料は第5回の調査会資料と同一のものが提出されている。 第5回においては各委員から「なぜ今改善が必要なのかこれまでの製造所固有記号制度がはじまってからの経緯など基礎的な資料が必要ではないか」「何が問題であってどう解決する必要があるのか」など様々な意見が出されたはず。まずは前回の意見が整理され、説明される必要がある。

□ 第5回調査会議事録より抜粋

- ・ 製造所固有記号制度の見直しが入ってきた直接的な背景について、透明性のある、問題点なり課題整理が必要。詳細で緻密な資料と、それに基づく現行の課題についての整理があって、はじめて、改善や改正の必要性について議論すべきではないか。
- ・ 本来は製造所固有記号の話であって、事件とは関係のない話。そこをきちんと分けて議論をしていただきたい。
- ・ 消費者の方もメリットがあるということについて、きちんと認識すべき。これは製造所を一元管理することによって、きちんと情報の提供をすることができるという仕組みである。
- ・ 現状を考えなければいけない。問題点が何なのか整理しないとイケない。
- ・ 製造所固有記号は、あくまで行政のための表示。消費者のために情報開示することについては、今、制度にないことから、その必要性について議論をしていくべきではないか。
- ・ 消費者庁から、事件について「消費者はたどり着けなかった」と説明された。しかし、電話番号等は書かれていて、本当にたどり着けなかったのかどうかというのはわからない。(現状に加え、制度改正が有効なのか検証が必要)
- ・ 表示責任者の項目との関係を整理していかなければいけないのではないか。(対応窓口という観点から「これまで記載されていなかった製造者」が増えることにより消費者が困ることはないのか整理)

※意味合いをかえない程度に弊会で加筆。(括弧)は弊会で補足した。

2) 今回の食品表示基準における製造所固有記号制度の見直しの直接的なきっかけは、意図的な化学物質の混入によって汚染された食品の流通段階や家庭からの回収が、NB商品と比較して、製造所固有記号が表示されているPB商品が遅れたことと考えられているが、製造所固有記号と危害拡大を防ぐための商品リコールとは直接関係するものではない。

□ 消費者庁の提案理由のうち、冷凍食品への農薬混入事案についてはこの制度と切り離して考えるべ

きであり、制度改正は対策とはなりえない（製造所固有記号制度の問題ではない）。

- ・ 消費者が知りたかったのは「回収対象商品であるか」であって、「製造者はどこか」ではない。
- ・ 今回の改正により食品事故発生の対応について言及するのであれば、製造所固有記号を見直すことよりも食品防御対策として危機管理体制に関する法整備を行なう方が優先順位高いのではないか。

- 例えば、米国では Code of Federal Regulation Title 21 の Subpart C のリコールの方針、手続きおよび産業界の責任に関するガイダンスにおいて、リコールに関して FDA が取るべき措置や事業者のイニシアティブによるリコール等が詳しく規定されている。また Regulatory Procedures Manual - October 2013 の Chapter 7 Recall Procedures において、FDA などの行政がリコールを開始、レビューなどを行うための方針、定義、責任および手続きを定めている。更に、FDA は 2003 年に、商品リコールに関する産業界向けのガイダンス ; Guidance for Industry: Product Recalls, Including Removals and Correction を発表している。FDA はこの中で、食品事業者がリコールを行う場合、FDA に提出すべき製品情報等を詳しく説明している。提供すべき情報には、製品名等と並んで、すべての PB 商品のラベルを含む製品ラベルが含まれている。

また、例えば、2013 年 8 月の消費者委員会 消費者安全専門調査会 食品リコールの現状に関する整理は、「リコールへの自主的な取り組みのためのガイドラインや国内・国際規格の策定、法令運用の改善などのリコールの効果を上げるための方法の検討、さらに、事業者、行政のそれぞれの責務を定めた包括的な法整備に係わる課題についても、引き続き検討することを要望する。」と述べているように、食品事業者がリコールに自主的に取り組むためのガイドラインおよび関係する行政の対応の方針や手順を定めた、米国のような全体的な食品リコール問題に対応するためのシステムがわが国では整備されていないことが認識されるべきである。

- 食品リコール問題を、製造所固有記号を表示した PB 商品の存在ということに矮小化すべきではない。

3) 今回の見直しは、NB 商品とは異なるコンセプトで、消費者に受け入れられてきた PB 商品および事業者には大きな影響を及ぼし、食品製造者で OEM (original equipment manufacturer 他社ブランドの製品を製造) や、お土産を取り扱う食品製造者は、包材の変更を迫られるどころか経営方針も転換するといったことになるかもしれない。特に 中小零細においてはきわめて厳しい経営状況に追い込まれることが考えられる。

- 弊会において具体的な資料は持ち合わせていないが、今回の消費者庁提案によりプライベートブランドはもとより、大きな影響を受ける食品業界があるのではないか。

また、特に食品産業は中小零細の割合が多く、それらの企業が厳しい経営判断に迫られることになるかもしれない。そのような実態も十分に調査した上で、消費者のメリットを考えるべきではないか。

4) 以上のことから、製造所固有記号制度に関しては現在の使用実態がどうなっているのか、変更することにより、どのような影響があるのか、また、1960年食品衛生法改正より、これまでどのような議論が行なわれてきたのか。消費者が表示全体としてどのくらい要望しているのかなど、整理したうえで議論すべきと考える。

□ 製造所固有記号に関するこれまでの議論

- ・1960年食品衛生法の改正時において製造所固有記号の届出制度が開始された。当時、食品衛生研究に記載された記事には「製造所記号は合法で全く問題がないこと」が言われている（食品衛生研究（1960 Vol.10 No.109））。
- ・「平成10年度食品の表示のあり方に関する検討報告書」（平成11年3月5日）において、製造所固有記号についてとりあげられている。（食品衛生調査会 表示特別部会）
(http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1103/h0324-1_13.html)

「製造所固有記号表示に関する今後のあり方」

「製造所固有記号に対する照会については、製造者名、製造所所在地を販売業者に問い合わせれば済むことから制度そのものを廃止するのがよいとの意見がある一方、照会に対し速やかに回答できるシステムを構築し対応を図るべきであるとの意見もある。」「これらの意見については、制度自体の必要性に関する議論を深めることが不可欠との考えから、今後、さらに検討する必要がある」とされている。

- ・「食品の表示に関する共同会議（第18回）」（平成16年7月23日開催）において、製造所固有記号の議論がなされている。
(議事録：<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/07/s0723-11a.html>)
(配布資料：http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/kyodo_no18_shiryo.html)
- ・弊会が調べたところ、1960年から今日に至るまで、製造所固有記号について、直近では平成10年（1998年）、平成16年（2004年）に議論されているが、大きな課題は指摘されていない。
- ・加えて、食品表示一元化検討会の議論並びに報告書においても製造所固有記号の問題点は一切指摘されていない。

□ 製造所固有記号制度は1960年食品衛生法の改正から開始されたものであるが、当時の商品を取り巻く環境や商品事情から、50年以上経過しており、導入の際に想定されたこの制度の目的（表示面積、包材コスト削減）と、現在の使用のメリット、商品事情（プライベートブランドの存在など）は異なっているのではないかと。十分な調査をしなければいけない。

- ・プライベートブランド
- ・同一メーカーでのブランド戦略
- ・テーマパーク・お土産業界

5) 消費者庁提案理由 (食品事故対応および消費者が知りたい) に関しては、製造所固有記号制度の改正により解消されるものではない。消費者が知りたいというのはそもそも極少数と考えられるが、知ることに関しては、事業者が自主的に実施しているお問合せの対応や今回の消費者庁提案にある製造所固有記号のデータベースを公開することで可能なのではないかと。消費者の知りたいことは様々であり、表示することにより全て解決されるものではない。

□ 製造所に対するお問い合わせ件数について (事前説明 (5/28) における消費者庁コメント)

『消費者庁で調べたところ、「当課に寄せられた件数は、1%程度」、「PIO-NET¹に寄せられた件数は、0.1%程度」であった。0.1%程度のなかの内容をみると、「製造者を知りたい」、「製造所を教えてください」などだった。(これらの声をふまえて、消費者庁では、「件数が少ないから応答義務の必要がない」とするのではなく、「知りたい、という消費者がいれば、私どもはそれが完結できるようにしなければいけない」と思っている。なので、応答義務を課すこととしている。』

□ 第5回検討会において「日本生協連における2013年4月～3月までの食品表示に係るお問い合わせは約40,000件。そのうち製造所を知りたいとのお問い合わせは0.09%、その大半は商品事故の回収にからむものとなっており、サービスセンターからの返答で全て納得されている」「消費者も製造者を知りたいという情報は多くはなく、表示全体でみると優先順位は高くないのか」との情報提供をさせていただいた。

□ 同様にNB商品の取り扱いのある会員生協2013年4月～3月の商品にかかわるお問い合わせを確認したところ、商品にかかわるお問い合わせ8524件のうち、製造所にかかわるお問い合わせは52件(0.6%)、そのうち製造者の表示が記載していても問合せをしてきたものが10件あった。

このお問合せの背景は製造、流通が複雑になったことによる不安であって、直接、担当者からの説明を聞きたいことではないかと推測している。表示をしたところで不安は解決するものではないものとする。

また、製造所を聞きたいとの動機に関してはすべてが直接的には口にしてはいないが、特定の国や特定の県を避けたいがためのものであった。

□ 加えて、プライベートブランドは販売責任者として商品に責任を持っているが、消費者にとってはお問い合わせ専門の窓口を設置されており、技術的に対応が難しいアレルギーの対応など商品だけでない情報サービスを提供している。また、自主的な努力としてHP上での情報提供なども行なっ

¹ PIO-NET (全国消費生活情報ネットワーク・システム) とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報 (消費生活相談情報) の収集を行っているシステム。

ている。

- 第5回調査会における消費者庁の「消費者は固有記号が変換される前の所番地にたどり着く手法ない」との発言に関しては見直し提案の2（応答）と3（新データベース）および事業者が自主的に実施している問い合わせ先の記載やホームページによる対応で十分に対応できるのではないか。

（補足）

第183回通常国会 衆議院 食品表示法案に対する修正案および附帯決議（平成25年5月28日）

（修正要旨）

- 1.食品表示基準の表示事項に「アレルギー」を明記すること。
- 2.食品関連事業者等に対する措置命令に係る食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項に「アレルギー」を明記すること。
- 3.この法律の施行の状況についての検討の年限を「施行後5年」から「施行後3年」に改めること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1.義務化に伴う栄養表示基準の見直しをはじめ、加工食品の原料原産地表示の在り方、中食・外食へのアレルギー表示の在り方、食品添加物表示の在り方など表示基準の見直しは、本法成立後速やかにその検討のための機関を設置するなど、本法の目的及び基本理念を踏まえ、可能な限り、検討内容及びスケジュールを具体的に示した上で速やかに着手するとともに、その実施期間等を消費者基本計画に明記すること。
- 2.一の検討機関の委員の人選に当たっては、表示基準の見直しを幅広く消費者や事業者の理解を得ながら進めていくという観点から、広く各層の声を反映できるよう、公平・中立で均衡のとれた委員構成とすること。
- 3.食品表示基準の策定に当たっては、消費者の表示利活用の実態、食品の製造・流通の実態等を十分に調査し、消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示、表示の実行可能性、国際基準との整合性等を十分に踏まえること。
- 4.消費者へ食品の安全性に係る科学的情報が適時適切に提供されること。また、提供された情報の理解の促進等のための消費者教育を拡充すること。
- 5.虚偽・誇大広告及び消費者を誤認させる不当な表示については、食品衛生法や不当景品類及び不当表示防止法の適切な運用を通じて、監視、取締りに努めること。
6. 製造所固有記号制度については、消費者から製造者の所在地等の情報を知りたいという要望もあることから、その情報の提供の在り方について検討すること。
- 7.食品表示に関する法律の一元化を実効的なものとするため、執行体制を充実強化すること。少なくとも問合せ対応等のワンストップ体制等を早急に実現すること。
- 8.食品表示の適正化に係る実施状況を取りまとめ、定期的に年次報告の中で国会に報告すること。
- 9.本法に基づく差止請求の実効性を担保するため、適格消費者団体に対して食品表示に関する情報提供その他の支援を行うこと。
- 10.食品表示義務の拡大に当たっては、小規模の食品関連事業者に過度な負担とならないよう、小規

模の食品関連事業者の実行可能性を担保する支援措置等環境整備を図ること。

11. 環太平洋パートナーシップ協定の交渉に当たっては、遺伝子組換え食品の表示など、食品表示を含め、消費者の安全・安心に資するため万全を期すこと。

(補足 5)

第 183 回通常国会 参議院 食品表示法案に対する附帯決議 (平成 25 年 6 月 19 日)

1. 食品表示基準の策定に当たっては、消費者の表示利活用の実態や消費者のニーズ、食品の製造・流通の実態等を十分に調査し、消費者、事業者双方にとって分かりやすく、実行可能で、かつ国際基準との整合性等を十分に踏まえた食品表示とすること。
2. 製造者の所在地等の情報を知りたいという消費者からの要望を踏まえ、製造所固有記号制度の在り方について検討すること。
3. 食品表示義務の対象拡大に当たっては、小規模の食品関連事業者に過度な負担とならないよう、その実行可能性を担保する支援措置等環境整備を図ること。
4. 栄養表示義務化に伴う表示基準の見直しを始め、加工食品の原料原産地表示の在り方、中食・外食へのアレルギー表示の在り方、食品添加物表示の在り方など表示基準の見直しについては、本法成立後速やかにその検討のための機関を設置し、検討に着手すること。また、その委員の人選に当たっては、表示基準の見直しを幅広く消費者や事業者の理解を得ながら進めていくという観点から、広く各層の声を反映できるよう、公平・中立で均衡のとれた委員構成とすること。
5. 四の表示基準の見直しについては、本法の目的及び基本理念を踏まえ、可能な限り、検討内容及びスケジュールを具体的に示し、これを消費者基本計画に明記すること。
6. 食品表示に関する法律の一元化を実効的なものとするため、執行体制を充実強化すること。少なくとも問合せ対応等のワンストップ体制等を早急に実現すること。また、中途採用を含めたプロパー職員の確保や、その育成に積極的に取り組むこと。
7. 虚偽・誇大広告及び消費者を誤認させる不当な表示については、食品衛生法や不当景品類及び不当表示防止法の適切な運用を通じて、監視、取締りに努めること。
8. 食品表示の適正化に係る実施状況を取りまとめ、定期的に年次報告の中で国会に報告すること。
9. 本法に基づく差止請求の実効性を担保するため、適格消費者団体に対して食品表示に関する情報提供その他の支援を行うこと。
10. 消費者へ食品の安全性に係る科学的情報を適時適切に提供する等、消費者とのリスクコミュニケーションを一層推進すること。また、提供された情報の理解の促進等のための消費者教育を拡充すること。
11. 環太平洋パートナーシップ協定の交渉に当たっては、遺伝子組換え食品の表示など、食品表示を含め、消費者の安全・安心に資するものとなるよう万全を期すこと。
12. 栄養機能食品及び特定保健用食品を含む健康食品の利用が増加していることを踏まえ、消費者が健康食品の特性等を十分理解し、適切な選択を行うことができるよう、消費者に分かりやすい表示の在り方や広告の適正化について検討すること。

以上